

# 平成 22 年度交通安全県民総ぐるみ運動実施要綱

## 1 目的

交通事故のない安全、安心な湖国滋賀を実現するためには、県民の交通安全意識の一層の高揚を図り、交通安全行動の実践へ結びつける必要があります。

そのため、各推進機関・団体が総力を結集して、県民とともに「平成 22 年度交通安全県民総ぐるみ運動」を展開し、第 8 次滋賀県交通安全計画に掲げる究極目標「死亡事故ゼロ滋賀」を目指します。

## 2 運動の目標値

交通事故総数の更なる減少と年間死者数の 5 年連続の減少を目指す。

## 3 期間

平成 22 年 4 月 1 日（木）から平成 23 年 3 月 31 日（木）までの間

## 4 主唱

滋賀県交通対策協議会

## 5 推進機関・団体

別表のとおり

## 6 平成 22 年度滋賀県交通安全スローガン

やさしさが キラリ湖国の 交通マナー  
貼ってます 孫からもらった 反射材  
みぎひだり 親子で渡る カイツブリ

## 7 運動の重点

- ・ 高齢者と子どもの交通事故防止
- ・ 飲酒運転の根絶
- ・ 全席シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ・ 夕暮れ時・夜間の交通事故防止と反射材の普及

## 8 運動の種別

### (1) 年度を通じて実施する運動

| 運動名           | 内 容                        |
|---------------|----------------------------|
| 前照灯早め点灯運動     | 別添「前照灯早め点灯運動実施要領」により実施     |
| 近江路交通マナーアップ運動 | 別添「近江路交通マナーアップ運動実施要領」により実施 |

### (2) 期間を定めて実施する運動

| 運動名                  | 期 間                     | 備 考                 |
|----------------------|-------------------------|---------------------|
| 春の全国交通安全運動           | 4/6(火)～ 4/15(木)         | 別に定める実施要綱に基づき実施します。 |
| 夏の交通安全県民運動           | 7/15(木)～ 7/24(土)        |                     |
| 秋の全国交通安全運動           | 9/21(火)～ 9/30(木)        |                     |
| 年末の交通安全県民運動          | 12/1(水)～ 12/31(金)       |                     |
| 新入学(園)児と高齢者の交通事故防止運動 | H23・3/15(火)～<br>4/15(金) |                     |

### (3) 交通安全強調日

| 名 称                   | 実施日           | 備 考                         |
|-----------------------|---------------|-----------------------------|
| 交通安全啓発日<br>自転車安全利用デー  | 毎月 1 日        | 1 日が休日に当たる場合は、次の最初の平日に当たる日に |
| 近畿交通安全日               | 毎月 15 日       |                             |
| 高齢者交通安全の日             | 毎月 15 日       |                             |
| シートベルト・チャイルドシート着用啓発日  | 毎月 20 日       | 20 日が休日に当たる場合、次の最初の平日に当たる日に |
| 近江路交通マナーアップ啓発日        | 毎月 25 日       |                             |
| ノーマイカーデー(公共交通機関利用促進日) | 毎週金曜日         |                             |
| 飲酒運転根絶啓発日             | 毎月<br>第 4 金曜日 |                             |

### (4) 交通安全サポート事業所等制度の推進

別紙「交通安全サポート事業所等制度実施要領」により実施。

### (5) 交通死亡事故多発警報発令時の取り組み

別紙「交通死亡事故多発警報発令要領」により取り組みます。

## 9 運動の推進要領

### (1) 基本方針

各推進機関・団体は

- ・ 相互の連携を緊密にし、交通の状況や地域の実態に応じた、具体的な推進計画を策定し、地域・職域・家庭などが一体となった効果的な活動を展開します。
- ・ それぞれの管下の機関・団体に対し、この運動を周知徹底し、運動が県民参加により幅広く展開され、真に県民総ぐるみ運動となるための積極的な取り組みを行います。

## (2) 運動の重点と推進事項

| 重点  | 推進事項   |
|---|--|
| <b>高齢者と<br/>子どもの交通事故防止</b>                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>参加・体験・実践型の交通安全教育の実施</li> <li>高齢者と子どもの交通安全諸活動参画意識の醸成</li> <li>交通危険箇所等における保護誘導活動の実施</li> <li>歩行者・自転車利用者に対する反射材活用の促進</li> <li>通学路・生活道路等における安全施設の点検・整備の実施</li> <li>高齢者在住家庭に対する訪問指導活動の推進</li> <li>高齢運転者標識（高齢者マーク）表示の促進</li> <li>高齢者を守る運動の推進～高齢の歩行者・自転車利用者<br/>高齢者マーク表示車への思いやり運転の励行</li> <li>運転免許証自主返納制度の周知と自主返納しやすい環境づくり</li> <li>自転車安全利用の促進</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>自転車安全利用五則</p> <p>自転車は車道が原則、歩道は例外<br/>車道は左側を通行<br/>歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行<br/>安全ルールを守る</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・飲酒運転、二人乗り、並進の禁止</li> <li>・夜間はライトを点灯</li> <li>・交差点での信号遵守と一時停止・安全確認</li> </ul> <p>子どもはヘルメットを着用</p> </div> <p>(右側通行・逆走は厳禁)(携帯電話の使用禁止)(無灯火は厳禁)</p> |
| <b>飲酒運転の根絶</b>                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>飲酒運転の危険性の認識を深める広報・啓発活動の徹底</li> <li>「飲酒運転をしない、させない、許さない」環境づくり</li> <li>参加・体験・実践型の交通安全講習会の開催</li> <li>ハンドルキーパー運動への参加促進</li> <li>酒類提供飲食店などにおける運転者への酒類提供禁止と、酒類提供者に対する罰則規定の周知徹底</li> <li>鉄道、バス、タクシーなど公共交通機関の利用促進</li> </ul>  |
| <b>全席シートベルト<br/>とチャイルドシートの<br/>正しい着用の徹底</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>全席シートベルト着用とチャイルドシートの使用義務を呼びかける広報・啓発活動の徹底</li> <li>シートベルト着用効果への理解を促す、参加・体験・実践型の交通安全講習会の開催</li> <li>シートベルト着用体験車の活用</li> <li>チャイルドシートの効果や正しい取り付け方法の周知を図る講習会の開催</li> </ul>  |
| <b>夕暮れ時・夜間の交通事故防止と反射材の普及</b>                | <ul style="list-style-type: none"> <li>歩行者・自転車利用者に対する反射服（全面反射服、反射素材の入った衣服）の着用及び反射材の普及・活用の促進</li> <li>夕暮れ時と夜間の危険性について理解を深める、参加・体験・実践型の交通安全講習会の開催</li> <li>自動車運転者へ「スピード10キロダウン」と前方注視、安全確認の徹底を促す、広報、啓発活動の実施</li> </ul>  |

## (3) 運動の一般推進事項

|                 |   |
|-----------------|---|
| <b>交通安全教育活動</b> | <p>家庭では</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全席シートベルト・チャイルドシート着用や夜間の反射材の活用、身近で起きた交通事故事例などについての話し合いの実践</li> <li>外出する人へ声かけなど、家族ぐるみで交通ルールやマナーの遵守意識の高揚を図る</li> </ul> <p>地域・職域・学校等では</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域・職域・学校等、それぞれの実態に即した自主交通安全活動の展開</li> <li>各種会議、イベント等、人が集まるあらゆる機会を捉えた交通安全の呼びかけ</li> <li>「交通安全教育指針」に基づく段階的、体系的な交通安全教育の推進</li> <li>高齢者や児童・生徒を中心とした、参加・体験・実践型の交通安全教室の開催。</li> <li>自主防犯・防災組織と連携した交通安全活動の推進</li> <li>自転車利用にかかる正しいルールの周知徹底</li> </ul> |
| <b>街頭活動の推進</b>  | <p>地域・職域・学校等では</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各推進機関・団体や関係ボランティアの連携により交通安全強調日を重点とした街頭指導・啓発活動の強化</li> <li>P T A やスクールガードなどの防犯組織等と連携した、通学路や交通危険箇所における交通安全指導、保護誘導活動の強化</li> <li>安全運転管理者、事業主等の街頭指導による従業員等への交通安全意識の高揚</li> </ul>  |
| <b>広報啓発活動</b>   | <p>地域・職域・学校等では</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>推進機関・団体のそれぞれの特性を生かした、広報紙(誌)、広報車 社内放送、校内放送などの各種媒体を活用した交通安全広報活動の 積極的推進</li> <li>交通安全強調日や各期の交通安全運動を重点とした横断幕、のぼり旗、ポスターの掲出等による啓発活動の強化</li> </ul>   |

## (4) 関係機関・団体における推進要領

| 機関・団体名                  | 推進事項  |
|-------------------------|---|
| <b>共通</b>               | <ul style="list-style-type: none"> <li>各期の交通安全運動・交通安全強調日等における啓発等の効果的な推進</li> <li>各種広報媒体を活用した広報啓発活動の推進</li> <li>リーフレット等の啓発資料の作成、のぼり旗の掲出等による啓発活動の推進</li> <li>講習会・交通安全教室等交通安全教育の推進</li> <li>その他交通安全活動の推進</li> </ul>  |
| <b>県</b>                | <ul style="list-style-type: none"> <li>県民に対する交通安全運動の浸透と運動参画をよびかける広報・啓発活動の推進</li> <li>県民総ぐるみ運動として展開するため、県民各層へ通じる関係機関・団体、市町との連絡調整</li> <li>交通安全活動方針の取りまとめ</li> <li>交通安全関係機関・団体等の指導育成</li> </ul>   |
| <b>市町</b>               | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民に対する交通安全運動の浸透と運動参画を呼びかける広報・啓発活動の推進</li> <li>県民総ぐるみ運動として展開するための関係機関・団体との連絡調整</li> <li>交通安全教育活動の推進</li> <li>交通安全関係機関・団体等の指導育成</li> </ul>   |
| <b>警察</b>               | <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者の交通事故防止対策の推進</li> <li>効果的な交通安全教育の推進</li> <li>安全・安心な交通環境の整備</li> <li>交通秩序を害する事故・事件捜査の強化</li> <li>悪質違反に重点をおいた交通指導取締りの強化</li> </ul>  |
| <b>教育関係機関<br/>団体等</b>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>園児・児童・生徒の発達段階に応じた交通安全教育の推進</li> <li>交通安全教育に対する教職員の資質向上を図るための講習会の充実</li> <li>園児・児童・生徒の安全能力や態度を育てる効果的な安全指導の実施</li> <li>交通事故防止と管理指導体制の確立</li> <li>児童・生徒を持つ親に対する学習の機会と、児童生徒が所属する社会教育関係団体に対する指導</li> <li>保護者（PTA）と連携した交通安全教育・啓発活動の推進</li> <li>各単位 PTA による学校と連携した「三ない運動+1」の推進</li> </ul> |
| <b>運輸支局・<br/>労働局</b>    | <ul style="list-style-type: none"> <li>自動車運転者使用事業所に対する監督・指導</li> <li>運行管理者向け一般講習の実施</li> <li>自動車点検整備推進運動並びに不正改造車排除運動の実施</li> <li>運送事業者監査の実施</li> <li>全国交通安全運動期間中における街頭検査の実施</li> <li>自動車労務改善推進員による事業所指導</li> </ul>  |
| <b>道路管理者</b>            | <ul style="list-style-type: none"> <li>各交通安全運動期間中における交通安全啓発活動の推進</li> <li>交通安全施設の更新・改修の実施</li> <li>情報板・各種広報媒体を活用した広報啓発活動の推進</li> </ul>  |
| <b>交通安全協会</b>           | <ul style="list-style-type: none"> <li>「交通安全教育指針」に基づく交通安全教育の推進</li> <li>高齢者と子どもを対象とした参加・体験・実践型の交通安全教室の実施</li> <li>「ハンドルキーパー運動」の普及促進活動を推進</li> <li>全席シートベルト・チャイルドシート着用及び反射材の普及活動を推進</li> <li>地域に密着した交通安全啓発活動の推進</li> <li>各種広報媒体を活用した広報活動の推進</li> </ul>   |
| <b>安全運転管理<br/>者協会</b>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>安全運転管理者（副）の立場と役割、責任を明確にする安全運転管理の推進</li> <li>安全運転管理者選任事業所の職員に対する、参加・体験・実践型の交通安全教育の推進</li> <li>県下統一の「無事故無違反 100 日運動」への積極的参加の推進</li> </ul>  |
| <b>自動車教習所<br/>協会</b>    | <ul style="list-style-type: none"> <li>教習生および各種講習の受講者等に対する交通安全教育の推進</li> <li>指定自動車教習所の一斉開放行事など地域における交通安全教育センター活動の推進</li> <li>高齢（運転）者講習の効果的推進</li> <li>各種広報媒体を活用した広報活動の推進</li> </ul>   |
| <b>運輸関係<br/>団体等</b>     | <ul style="list-style-type: none"> <li>適正な運行管理、労務管理による交通安全指導の実施</li> <li>車両の点検整備、安全機器の装備、充実</li> <li>交通安全教育の徹底、啓発活動の実施</li> <li>交通安全教育に関する調査</li> <li>車内事故防止にかかる啓発活動の実施</li> </ul>  |
| <b>その他<br/>推進機関・団体等</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>推進機関・団体のそれぞれの特性を活かした、広報、啓発活動の展開</li> <li>県内各地域における街頭啓発活動の実施</li> <li>様々な機会を活用した交通安全講習会の開催</li> </ul>   |

# 近江路交通マナーアップ運動実施要領

## 1 目的

滋賀県内の重点路線または主要道路において、関係機関が連携して道路利用者に対し、前照灯の早めの点灯や全ての座席でのシートベルト着用、自転車の安全利用など、交通法令の遵守や交通マナーの実践を街頭や個別機関、団体等で呼びかける運動を県民総ぐるみで展開し、交通事故総数と交通事故死者数を減少させようとするものである。

## 2 名称

運動の名称は「近江路交通マナーアップ運動」とする。

## 3 実施期間

運動の期間は、平成 22 年 4 月 1 日（木）から平成 23 年 3 月 31 日（木）までとする。

## 4 実施日時

### (1) 県下一斉街頭啓発日

5 月 25 日（火）と 10 月 25 日（月）を、県下一斉街頭啓発日とし、実施時間は夕暮時間帯を中心に概ね 1 時間とする。

### (2) 通常月の啓発日

5 月、10 月を除く通常月の啓発日は、原則として毎月 25 日（4 月と 7 月は 23 日、9 月と 12 月は 24 日）とし、各機関・団体の実情に応じた活動とする。

## 5 重点路線

国道 1 号、8 号、21 号、161 号、びわ湖東岸道路（通称 さざなみ街道）、びわ湖西岸道路（通称風車街道および県道高島大津線）

ただし、参加する個別機関・団体の事情により、所属所周辺の主要道路でも可とする。

## 6 事業内容

### (1) マナーアップ対策

県下一斉街頭啓発日は、関係市町・機関・団体、地域住民組織、NPO 等と協働のうえ、重点路線または主要道路で街頭啓発活動を行うほか、通常月は個別機関・団体が行う広報車による呼び掛け、のぼり旗設置、広報紙などにより道路利用者や個別機関・団体の職員に対して「後部座席を含めたシートベルトの着用」、「前照灯早め点灯」をはじめ、各種交通ルール・マナーの実践を強力に呼びかける啓発活動を展開し、道路利用者のマナーアップを図る。

### (2) 事業効果の指標測定

啓発活動時において、シートベルト着用率、前照灯の早め点灯率の目視調査を実施するものとし、地域における今後の交通マナーアップの事業効果の指標とする。

# 前照灯早め点灯運動実施要領

## 1 目的

特に夕暮れ時は、前照灯点灯のタイミング遅れから、車両の視認性の低下による交通事故が多発傾向にあるため、「前照灯早め点灯運動」を県民総ぐるみで展開し、車両の視認性の向上のためのライト点灯という能動的な交通安全行動により運転者の安全意識を高め、交通事故の総量抑制と重大事故の防止を図ろうとするものである。

## 2 運動の名称

運動の名称は、「前照灯早め点灯運動」とする。

## 3 運動の期間

運動の期間は平成 22 年 4 月 1 日(木)から平成 23 年 3 月 31 日(木)までとする。

なお、10 月から翌 1 月までの間は、特に夕暮れ時に重大事故が多発していることから「早め点灯 4 時からライト」をテーマとして取り組みを強化する。

## 4 前照灯の点灯時刻の目安

前照灯の点灯時間は、日没時間の概ね 1 時間前とするが、日没時間が早まる 10 月から翌 1 月にかけては、「早め点灯 4 時からライト」として午後 4 時に統一する。

| (参考) | 各月平均(中頃)の日没時刻 |      |       | (大津の日没時間) |       |
|------|---------------|------|-------|-----------|-------|
| 4 月  | 18:25         | 8 月  | 18:45 | 12 月      | 16:45 |
| 5 月  | 18:50         | 9 月  | 18:05 | 1 月       | 17:05 |
| 6 月  | 19:10         | 10 月 | 17:20 | 2 月       | 17:40 |
| 7 月  | 同上            | 11 月 | 16:50 | 3 月       | 18:00 |

## 5 参加対象車両

滋賀県内の道路を走行する道路交通法第 3 条に規定する自動車、原付及び自転車とする。但し、道路運送車両の保安基準(以下、「保安基準」という。)の細目を定める告示第 198 条第 6 項第 12 号により原動機作動時における前照灯の点灯構造が義務づけられている二輪自動車及び第 276 条第 2 項第 3 号により原動機作動時における前照灯の点灯構造が義務づけられている原付を除く。

## 6 実施方法

- (1) 自動車は、保安基準第 32 条第 4 項に規定する「すれ違い用前照灯(ロービーム)」を、原付は同基準第 62 条に規定する前照灯を、それぞれ日没時間の概ね 1 時間前から点灯するものとするが、可能な限り昼間時間帯や曇天等視界が不良な時も点灯する。
- (2) 自転車は、日没前に早めに前照灯を点灯する。

## 7 留意事項

- (1) 交通対策協議会の推進機関・団体は、次の事項に努力するものとする。
  - ア 社内放送や広報紙(誌)等の広報媒体を活用した広報啓発活動を推進する。
  - イ 重点推進日(原則毎月 25 日)の「近江路交通マナーアップ運動」での街頭啓発時には、のぼり旗等で管下職員や道路利用者に対して「前照灯の早め点灯」を呼び掛けるほか、管下職員の点灯率調査を行い、運動の効果指標として活用する。
- (2) 参加自動車の運転者は、次の事項に留意するものとする。
  - ア 前方車両に威圧感を与えないよう車間距離を十分にとる。
  - イ 進路を譲ってもらったと勘違いするドライバーがあるので、相手車両の動静に注意する。
  - ウ 昼間点灯時にハイビームとフォグランプ灯火を禁止する。
  - エ 灯火類やバッテリーに対する日常点検を励行する。
  - オ 前照灯の消し忘れ確認を励行し、「消し忘れ」に注意すること。

## 交通安全サポート事業所等制度実施要領

### 1 制度の趣旨

この制度は、県民の交通安全を確保するため自主的に活動されている事業所や団体（以下「サポート事業所等」という。）を登録して、交通安全の輪を大きく広げ、活動の厚みを増すことにより、交通安全計画の基本理念である交通死亡事故のない社会「死亡事故ゼロ滋賀」を目指すものである。

### 2 名称

制度の名称は、「交通安全サポート事業所等制度」とする。

### 3 自主的な活動

自主的な活動とは、別紙に示す活動の具体例のうち、いずれかの項目に該当し、県民の交通安全を確保するために広く行う広報や啓発活動をいう。

### 4 サポート事業所等の要件

サポート事業所等は、次の要件を満たすものであること。

- (1) 県民のための交通安全活動を継続的に実施すること。
- (2) 県、市、町、警察をはじめ地域の関係機関や住民と連携を密にすること。
- (3) 自主的な活動について1年間の結果報告と翌年の活動計画を、毎年4月中に滋賀県交通対策協議会に報告すること。

### 5 サポート事業所等の活動公表等

滋賀県交通対策協議会は、登録のサポート事業所等に対して次の支援を行う。

- (1) 交通安全に関する情報を提供する。
- (2) 社内教育等に必要な講師の派遣、教育資材の貸出し等を支援する。
- (3) 滋賀県のホームページや各種広報媒体で活動内容を県民に紹介する。
- (4) 自社の製品や印刷物、看板等に「交通安全サポート事業所」等の表示ができる。
- (5) サポート事業所等から名入り啓発品の提供があった場合、県民総ぐるみ運動で使用する。
- (6) 優秀な活動を実施したサポート事業所等を表彰する。

### 6 登録の解消

サポート事業所等がこの要領にそぐわなくなった場合は、登録を取り消すことができる。

### 7 事務局

サポート事業所等の登録、支援、表彰など必要な事務は、土木交通部交通政策課において行う。

## 自主的な活動の具体例

### 1 高齢者とこどもの交通事故防止

- (1) 県民が参加できる交通安全講習会の開催
- (2) 高齢者と子どもの交通安全のための啓発活動の実施
- (3) 街頭における交通立番など保護誘導活動の実施
- (4) 歩行者・自転車利用者に対する反射材活用の促進
- (5) 高齢者在住家庭に対する訪問指導活動の推進
- (6) 運転免許自主返納制度を支援する施策の実施
- (7) 自転車安全利用五則の周知
- (8) 通学路・生活道路等における清掃、草刈り等、交通環境の整備

### 2 飲酒運転の根絶

- (1) 飲酒運転の危険性の認識を深めるための広報・啓発活動の実施
- (2) 「飲酒運転をしない、させない、許さない」環境づくり
- (3) 「ハンドルキーパー運動」の展開
- (4) 酒類提供飲食店などにおける運転者への酒類提供禁止の徹底
- (5) 鉄道、バス、タクシーなど公共交通機関の利用促進
- (6) 「ノーマイカーデー」の積極的な取り組み

### 3 全席シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

- (1) 全席シートベルト着用とチャイルドシート使用の広報・啓発活動の実施
- (2) シートベルト着用を促す実践型交通安全講習会の実施
- (3) チャイルドシート使用を促す実践型交通安全講習会の実施

### 4 夕暮れ時・夜間の交通事故防止と反射材の普及

- (1) 夕暮れ時や夜間の危険性について理解を深める実践型交通安全講習会の実施
- (2) 「前照灯早め点灯運動」への参加を促す広報・啓発活動の実施
- (3) 歩行者・自転車利用者への反射材の普及・活用の促進
- (4) 自動車運転者へ「スピード 10 キロダウン」と前方注視・安全確認を促す広報・啓発活動の実施

## 「交通死亡事故多発警報」発令要領

### 1 目的

この要領は、交通死亡事故が多発し、交通の安全確保に著しい不安が生じるおそれがある場合、県下全域を対象に交通死亡事故多発警報を発令し、地域住民の注意を喚起するとともに、県、市町、警察および関係機関・団体が協力して、総合的かつ集中的な交通事故防止対策を推進し、早期に交通死亡事故の抑止を図ることを目的とする。

### 2 名称

警報の名称は、「交通死亡事故多発警報」とする。

### 3 発令者

警報の発令者は、滋賀県交通対策協議会会長（知事）とする。

### 4 事務局

警報を発令した場合、その事務局は、土木交通部交通政策課内に置くものとする。

### 5 警報発令の基準

警報発令の基準は、次のとおりとする。

(1) 県内全域において、短期間（おおむね10日間をいう。）に交通死亡事故の発生件数が7件以上に達し、かつ、事故の発生状況、死亡事故の形態等を多角的に分析のうえ、県警察本部長と協議し警報を発令する必要があると認めるとき。

(2) 上記のほか、死亡・重傷事故等重大事故の発生状況などから県警察本部長と協議し警報を発令する必要があると認めるとき。

### 6 警報発令および期間

警報の発令及び期間は、次に定めるところによって行う。

#### (1) 発令

警報の発令を決定したときは、市町長及び県交通対策協議会推進機関・団体に対し、別紙様式第1号により通知するものとする。

#### (2) 期間

警報発令期間は、発令の日から7日間とし、多発傾向が抑止されないと認められるときは、県警察本部長と協議し期間を7日間延長できるものとする。

### 7 警報発令時における推進事項

警報が発せられたときは、県、市町、警察及び関係機関・団体は、別記事項の推進に努めるものとする。

## 警報発令時における対策推進事項

| 推進事項 | 推 進 内 容   | 実施機関・団体  |
|------|---|--|
| 啓 発  | ◦ 新聞、テレビ、ラジオを通じて警報発令の周知徹底を図る。   | 県・市 町 ・警 察   |
|      | ◦ 広報車、有線放送等により交通安全広報の徹底を図る。   | 県・市 町 ・交通安全協会・安全運転管理者協会                              |
|      | ◦ 横断幕、懸垂幕を掲出する。<br>◦ 道路情報板、ハイウェーラジオ等により警報発令の周知徹底を図る。  | 道路管理者  |
|      | ◦ 標旗、横断幕、懸垂幕を掲出する。  | 県<br>市 町   |
|      | ◦ 下部組織に対して警報発令の周知徹底を図る。   | 関係機関・団体  |
| 街頭指導 | ◦ 通学(園)路の安全施設等の点検を行うとともに通学(園)時間帯の街頭指導を行う。   | 市 町<br>学校・幼稚園等<br>P T A<br>交通安全協会                    |
|      | ◦ 二輪車及び自転車の街頭指導を行う。<br>◦ シートベルト、ヘルメット着用の推進について街頭指導を行う。<br>◦ 通学(園)・通勤時間帯の街頭指導を行う。<br>◦ 速度の出し過ぎ、飲酒、過労運転等による事故を防止するため、自主活動を強化する。     | 市 町<br>警 察<br>交通安全協会<br>安全運転管理者協会                    |
|      | ◦ 警報発令の周知徹底を図るとともに、正しい歩行、自転車の安全な乗り方等について指導する  | 教育委員会<br>( 学 校 )                                     |
|      | ◦ 朝礼、点呼時間等を活用して警報発令の周知徹底を図るとともに、安全速度の励行およびシートベルト、ヘルメットの着用等交通事故防止について指導する。<br>◦ 各種会議、会合、講習会等において警報発令の周知徹底を図るとともに、交通安全活動への参加を呼び掛ける。 | 関係機関・団体  |
|      | 取締り   | ◦ 飲酒運転、速度の出し過ぎ、信号無視等死亡事故につながる悪質・危険な交通違反に対する取締りを強化する。 |

(別紙様式第1号)

## 交通死亡事故多発警報発令通知書

滋交対協第 号  
平成 年( 年) 月 日

各市町長

滋賀県交通対策協議会推進機関・団体の長 様

滋賀県交通対策協議会  
会 長 嘉 田 由 紀 子

交通死亡事故多発警報発令要領に基づき、下記のとおり交通死亡事故多発警報を発令したので通知します。

各機関、団体におかれましては、協力して交通事故防止対策の積極的な推進に努められるよう要請します。

記

発令期間 平成 年 月 日( )から平成 年 月 日( )まで

# 滋賀県交通対策協議会設置要綱

|  |   |
|--|---|
| <p>(目的)</p> <p>第1条 滋賀県における交通の諸問題について、関係機関・団体相互の連絡調整を図り、効果的かつ現実的な措置を講ずるとともに、交通の安全を県民ぐるみで強力に推進するため、滋賀県交通対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。</p> <p>(構成)</p> <p>第2条 協議会は別表1に掲げる者をもって構成する。<br/>2 協議会には第1条の目的を効果的に推進するために、別表2に掲げる推進機関・団体を置く。</p> <p>(会長および副会長)</p> <p>第3条 協議会に会長および副会長を置く。<br/>2 会長は、滋賀県知事をもって充てる。<br/>3 副会長は、滋賀県市長会会長をもって充てる。</p> <p>(職務)</p> <p>第4条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。<br/>2 会長は、協議会の会議を召集し、その会議の議長となる。<br/>3 副会長は、協議会の事項に関し、会長を助け、会長に事故あるときはこれを代理する。</p> <p>(部会)</p> <p>第5条 協議会に次の各号に掲げる部会を置き、それぞれの事項について協議するものとする。</p> <p>(1) 交通安全部会<br/>ア 協議会の企画運営に関すること。<br/>イ 部会相互間の連絡調整に関すること。<br/>ウ 交通安全運動に関すること。<br/>エ 交通安全教育に関すること。<br/>オ 他の部会に属しない交通問題に関すること。</p> <p>(2) 交通環境部会<br/>ア 交通安全施設等の整備に関すること。<br/>イ 踏切道の整備に関すること。<br/>ウ その他交通環境の整備に関すること。</p> <p>(3) 被害者救済対策部会<br/>ア 交通事故相談に関すること。<br/>イ 救急医療施設等設備に関すること。<br/>ウ その他交通事故被害者の救済に関すること。</p> <p>(4) 高齢者対策部会<br/>ア 高齢者に対する交通安全教育に関すること<br/>イ 高齢者の交通安全確保に関すること<br/>ウ その他高齢者の交通安全に関すること</p> <p>2 部会は、第2条に規定する構成員および推進機関・団体のうちから会長が指定したのものをもって構成するものとする。<br/>3 部会は、必要に応じ会長が召集するものとする。<br/>4 部会の議長は、部会構成員の互選によるものとする。</p> | <p>(庶務)</p> <p>第6条 協議会の庶務は、滋賀県土木交通部において処理する。</p> <p>(その他)</p> <p>第7条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営に関する事項は、会長が別に定める</p> <p>付 則 この要綱は、昭和46年3月1日から施行する。<br/>付 則 この要綱は、昭和62年2月12日から施行する。<br/>付 則 この要綱は、昭和63年6月13日から施行する。<br/>付 則 この要綱は、平成3年2月21日から施行する。<br/>付 則 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。<br/>付 則 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。<br/>付 則 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。<br/>付 則 この要綱は、平成12年7月1日から施行する。<br/>付 則 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。<br/>付 則 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。<br/>付 則 この要綱は、平成14年7月1日から施行する。<br/>付 則 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。<br/>付 則 この要綱は、平成17年2月22日から施行する。<br/>付 則 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。<br/>付 則 この要綱は、平成17年10月21日から施行する。<br/>付 則 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。<br/>付 則 この要綱は、平成20年2月6日から施行する。<br/>付 則 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。</p> |
|--|---|